

その他の卸売業における人力運搬機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	17~18	スリムカートに荷物を溝載にした状態で手前に引いたところ、予想以上に勢いよく動き、右足の甲の上に車輪が乗っかり負傷した。帰宅後に湿布を貼り様子を見ていたが、徐々に腫れ上がり、足も赤色から青色に変わり痛みが増した。	37	100~299
2	10~11	協力会社の倉庫内にてカゴ台車移動時に別の列のカゴ台車が転倒し避けきれずに足首が下敷きとなり骨折する。	23	—
2	10~11	パレットに積まれた荷物にラップを巻きつける作業中、足元に置かれていたハンドリフトに躓き、後ろ向きに転倒した。転倒時、頭部・腰部・背中を床に打ち、受傷した。	27	50~99
3	8~9	1階東側車路にて、コンテナ台車を設置するため、台車を引いて移動していたところ、誤って右足が台車に巻き込まれ、アキレス腱を負傷した。	35	100~299
5	9~10	サイクルスポーツの大会に得意先の主催で参加し、コース周囲中に転倒し、左肩鎖関節脱臼、左恥骨骨折、顔面・両手の平・左足膝当の擦過傷を負った。	53	50~99
5	22~23	店頭作業終了後、バックヤード（商品の在庫置場）にてゴミの分別作業中、後方に振り返る動作の際、至近距離にカートラック（商品運搬用台車）があることに気づき、咄嗟にカートラックを左手で掴み体を支えようとしたがカートラックが動いてしまい、バランスを崩し転倒した。その際に掴んでいた左腕を捻るような形で転倒し、肩を痛めた。	55	50~99
	15~	倉庫内で商品を載せた台車（ロールボックス）を移動させていたところ、別の作業		10

6	16	者が移動させていた台車（ロールボックス）とぶつかり、左手の小指・薬指・中指・人差し指が挟まれて負傷した。	20	～ 29
6	11～ 12	リカーコーナーにて冷蔵ケースに商品補充をしていたところ、買い物カートを持って走り回っていた子供が背後からぶつかってきて、買い物カートと冷蔵ケースに挟まれて右足をぶつけた。	37	～ 499
7	9～10	商品をしゃがんでピックアップしているところ、カートが接触し転倒したため、右臀部を打撲した。	49	～ 999
7	16～17	作業者は、当日朝より、倉庫前のプラットホームにパレットで積載されていた、入荷商品をリフト（リーチフォーク）で片付けていた。被災者は朝礼後別棟の事務所へ移動、その際、作業者が操縦するリフトの左脇を横切った。同刻作業者は、二段に積上っていた商品をラップで固定するため、荷降ろしと共に、リフトを後進させた。その際路面の歪みにより、車体のバランスを崩し、荷崩れを起こした時、移動中の被災者の右後方より、商品が右肩に接触した。	32	～ 49
7	15～16	倉庫内にて在庫機械の移動中に在庫機械と地面の間に指をはさみ、小指の粉碎骨折。	31	～ 10 29
7	11～12	商品補充室にて、荷物が載ったパレットを、ハンドリフトを用いて運んでいる時に、方向転換をしようと切り返した際、荷物が重く、勢い余ってハンドリフトのタイヤで左足人差し指を踏んでしまい、骨折と診断された。	39	～ 299
7	17～18	作業場内において清掃作業中、立てていた空の状態のラック（洗浄前の卵が入った容器を重ねて載せる鉄製の台車で、約90kgある。）が転倒。左足のふくらはぎに直撃し負傷した。転倒したラックは、老朽化のため、不安定な状態で立っていたものと考えられる。	65	～ 99
7	13～14	店舗納品口にて商品搬入を行っており荷物満載のカート台車をドライバーが押していたが、荷物が、死角になり前方が見えなかったため、納品口前に居た被災者の右足にカート台車の車輪が乗りかかってしまった。病院での診察後、右足部圧挫傷と診断。約1週間の安静加療休業が必要。	26	～ 99

7	9~ 10	当社敷地内の倉庫作業場において、一輪車用タイヤにエアコンプレッサーで空気を充填していたところ空気の入れ過ぎでタイヤが破裂。破裂の勢いで飛んだタイヤホイールが左前顔部に当たり3cm程の裂傷。また、破裂したタイヤゴムが両手に当たったか、その衝撃により左手親指の剥離骨折、右手薬指の裂傷及び骨折をした。	57	50 ~ 99
9	15~ 16	仕分け作業中、近くにいた社員に話をする為に移動する際、そばにあった商品載せていたパレットの下にあるキャリーが少し出ていた為に左足をひっかけて転倒し、ヒザを強打した。	54	500 ~ 999
9	8~9	配送センター内で空のカゴ台車を移動させる際に操作を誤り、右足が倒れたカゴ台車とコンクリートの床に挟まれ膝を打撲した。	66	10 ~ 29
10	7~8	会社敷地内において、倉庫からカート台車をトラックまで引いて来たが、後方から来たカート台車に追いつかれそうになり、慌ててカート台車の正面に立ち、後ろ向きで力一杯台車を引っ張った事が原因で、左足中指が台車の車輪に轢かれ、左足中指を骨折したもの。	34	10 ~ 29
10	8~9	加工場内で、商品載せたカートを手で冷凍庫へ入れる時に、冷凍庫入口のスロープで滑り、カートが倒れてカートの下敷きになった。	52	10 ~ 29
10	15~ 16	当社事業所にて倉庫作業中に負傷する。同僚従業員がパレット（縦1m×横1m×高さ30cm）1枚をハンドプラーで移動していたところ、不意にパレットが被災従業員の足にかかり転んだ。その際、右手を地面につき手首を負傷したもの。	58	30 ~ 49
11	17~ 18	倉庫内にて、検品作業中に作業箱を運搬するための平台車に誤って足を置いてしまい、体重が掛かったことで台車が動き、足の付け根部分の筋が伸ばされ痛めた。	23	50 ~ 99
11	22~ 23	夜間商品仕分け作業でカゴ車搬送中、専用カゴ車を縦向きに引っ張っていた状況から、横向きに引っ張った為、バランスが崩れ転倒したカゴ車が当たり打撲した。	47	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html